

肥料・土壌改良材・培土等の 流通・利用について

平成23年8月1日付の農林水産省の通知で肥料・土壌改良材・培土の暫定許容値が定められましたので、堆肥等の施用・生産・流通の自粛が解除されました。

しかしながら、肥料・土壌改良材・培土の購入、施用等にあたっては、次の点について遵守していただくようお願いします。

1. 暫定許容値

肥料(堆肥等)・土壌改良資材・培土

→含まれることが許容される最大値は400ベクレル/kg(製品重量)

※製品化した堆肥等が400ベクレル/kgを超えた場合、施用できません。

2. 堆肥の購入について

暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土を使いましょう。
許容される最大値は400ベクレル/kg(製品重量)です。

注: わら・もみがら等をそのまま施用する場合も含みます。

県内家畜ふん堆肥については、原則検査の必要はありませんが、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものなどの飼料その他の飼養管理状況に関する情報を必ず確認してください。また、必要に応じて検査結果なども確認してください。

小田原市畜産会乳牛部においては、食の安心・安全のため、牛ふん堆肥の自主検査を8月22日に実施し、放射性セシウムについては不検出でした。

3. 家畜ふん堆肥について

県内の家畜ふん堆肥については、給餌している飼料の安全性が担保されているため、原則、検査の必要はありません。

ただし、事故(3月11日)以降、被覆せず、野外に保管されていたもの及び剪定枝およびバーク(樹皮)由来のチップで3月11日以降に生産されたものを使用している場合、放射性セシウム濃度が高い可能性があるので、当面、検査の必要があります。

4. 植物性材料を原料とした堆肥について

当面、原発事故(3月11日)以前の材料で製造し、屋根のある堆肥舎等(同様に放射性物質の被ばくがない処理も含む)に保管された堆肥を除き、当面、検査することが必要です。

なお、以下の資材を使用して生産されたものは、放射性セシウム検査の必要ありません。

- ①17都県※以外で採取された植物性材料で、その後、17都県以外あるいは屋内等に保管されていた資材
- ②木材の芯部分(樹皮部分を除く)を材料として製造され、その後、屋内等に保管されていた資材
- ③食品衛生法の暫定規制値をクリアしている食品の残渣(コーヒーかす等)で、屋内等に保管されていた資材

※神奈川県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

5. 培養土、土壌改良材について

検査済みのロットについては、使用することができます。

※国の通知文は、農林水産省HP http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_syouan.htmlをご覧ください。

| 問い合わせ先 | 担当者 | 電 話 |
|---------------------|-----|--------------|
| 小田原市経済部農政課 | 菅野 | 0465-33-1494 |
| 神奈川県西湘地域県政総合センター | | 0465-32-8000 |
| 神奈川県就農参入支援課就農・普及指導G | | 045-210-4446 |